

支援情報等のお知らせ

- 1) 子ども・若者支援協議会からのお知らせ
 - ① 12/15まで「県・市町村青少年相談担当職員研修会」参加者募集
 - ② 第50回こころの県民講座【申込み受付中】
- 2) 自立支援に関するイベント等の情報
 - ① ひきこもり家族教室『生活を豊かにする』
 - ② 県消費生活センター「子ども・若者向け支援情報シリーズ27」
- 3) 民間活動団体等の紹介
 - ① 高崎市 自立援助ホーム「オーレの家」

1 12/15まで「県・市町村青少年相談担当職員研修会」参加者募集

県子ども・若者支援協議会では、困難な状況に子ども・若者の支援に携わっている方を対象に研修会を開催します。
参加者募集の締め切りは12月15日です。
まだ席に余裕があるので希望される方はお申込みください。

■ 申込み方法：ぐんま電子申請受付システムで申込みください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16139

今回は、思春期・青年期における発達特性のある子ども・若者の「進学」「就労」に関わる支援を取り上げます。
当事者がどのような支援を受けながら高校生活を送っているのか、適切な就労先を探すためにどのような相談・支援を受けているのかなどの具体例を知ることが、重要な情報の一つと言えます。

研修会では、支援現場における具体的な情報を提供するとともに、本人の「社会的自立」に対する支援のあり方について実践報告を受けて意見交換を行います。

■日時 令和5年12月21日（木）13：00～16：40

■会場 群馬県公社総合ビル ホール（前橋市大渡町1-10-7）

■内容

第1部 情報提供（13：10～14：30）

- ① 群馬県発達障害者支援センター次長 桑原 友美氏
- ② 群馬県私立通信制高校連絡協議会会長 須川 清氏
- ③ ハローワークおおた
発達障害者雇用トータルサポーター 坂爪 恵美氏

第2部 意見交換

テーマ 「発達特性のある若者の社会的自立に対する支援者の役割を考える」

- ① 実践報告 NPO法人HOME 理事長 高橋 繁樹氏
「障害者就労支援に対する私たちの考え方」
- ② 意見交換
・コーディネーター：NPO法人リンケージ 石川 京子氏
・助言者：みどりクリニック院長 鈴木 基司氏

- ・登壇者：NPO法人HOME 理事長 高橋 繁樹氏
群馬県発達障害者支援センター 桑原 友美氏

■定員200人（先着順）

■問い合わせ先
群馬県子ども・若者支援協議会
（児童福祉・青少年課 青少年育成係）
電話 027-226-2393
e-mail : kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp

2 第50回こころの県民講座【「気にしない力」を考える講演会】
～たいていの心配は的外れよ～ そもそも「気になる」ってどういうこと？

群馬県こころの健康センターでは、毎年3月の「自殺対策強化月間」に合わせて講演会を開催しています。

今回は、生活のなかで直面するさまざまな「気になる」について分析し、申し込まれた皆様の「気になる」について精神科医Tomy先生からのアドバイスをお聞きする講演会です。
群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」による申込者限定公開です！

【精神科医Tomy先生】のプロフィール
1978年生まれ。名古屋大学医学部卒業後、同大精神科医局入局。
精神保健指定医、日本精神神経学会専門医。
38万フォロワー突破のX（旧ツイッター）が人気で、テレビ・ラジオなどマスコミ出演多数。（Xアカウント：@PdoctorTomy）

【申込み方法】

- 1 下記URLから申込みフォームにアクセスし、必要事項を記入します。
（お悩みもこちらで募集します。）
https://apply.e-tumo.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16441

注）電話やFAX等での受付はできませんので、ご了承ください。

2. 申し込みが完了したら、後日視聴用URLがメールに届きます。
（2月29日（木）に送信予定）
注）公開期間：令和6年3月1日～ 3月31日

- 3 申込み受付期間
令和5年11月10日～2月25日（お悩みの募集は12月10日まで）

【問合せ連絡先】
群馬県こころの健康センター 企画研修係
電話 027-263-1166
e-mail kokoro-kenko@pref.gunma.lg.jp

3 1/25 ひきこもり家族教室『生活を豊かにする』

ひきこもり支援センター（県こころの健康センター内）では、ひきこもりに悩んでいるご家族を対象に家族教室を開催しています。
ひきこもりに関する知識や情報、ちょっとした声かけの工夫などを学びながら、ご家族自身の気持ちにゆとりを持つ機会としませんか。

【参加者の声】

「皆さんのお話から元気をいただけた」
「工夫できるところが見つかった」
「気持ちに余裕が持てるようになった」
「選択肢が広がった」 etc...

「ひきこもり家族教室」への参加が、ご家族自身の気持ちにゆとりを持っていただく機会になれば幸いです。

- 教室の内容はCRAFT（認知行動療法）を参考にしています。
「家族の気持ちの安定が、本人の気持ちにも影響を与え、本人の状態が良くなる」という研究結果があります。
- 初めての方は個別の相談をお受けした後に、必要に応じて教室をご案内しています。参加をご希望される場合は、下記連絡先までご連絡ください。
- 家族教室で使用するテキストは県ホームページに掲載しています。こちらからダウンロードしてください。
<https://www.pref.gunma.jp/07/p11710028.html#hikikomori>

【1月の家族教室】

教室：1月25日（木）第3木曜日 13:30～16:00
内容：『生活を豊かにする』
会場：群馬県こころの健康センター（前橋市野中町368）
連絡先：ひきこもり支援センター
専用ダイヤル 027-287-1121
月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始は除く）
※電話が集中した場合つながりにくいことがあります。

- 支援者の方の参加もお待ちしております。
※支援者の方は 027-263-1166 へお願いします。

4 群馬県消費生活センター「子ども・若者向け支援情報シリーズ27」 相談事例紹介～情報商材の「後出し」マルチに注意しましょう～

県内で実際にあった事例を紹介します。※内容は一部変更しています。

【相談事例（20歳 男性）】

大学の先輩から「絶対儲かる」と誘われ、先輩とその知人からファミレスで投資用教材という70万円のUSBについて説明を受けました。「お金がない」と断ると「返せるから大丈夫」と、消費者金融でお金を借りる方法を教えられ、結局借金をしてUSBを購入してしまいました。

その後、先輩から「知り合いにUSBを売ると1人につき6万円の紹介料を払う、勧誘方法も教える」と言われました。よく考えると不審なので「契約を解除したい。お金も返して欲しい」と思い相談しました。

【情報商材の「後出し」マルチの特徴】

- ・情報商材とは、副業・投資・ギャンブル等で高額収入を得るための『ノウハウ』と称して販売されている「情報」のこと。
 - ・多くはUSBメモリの送付やダウンロードする方法で提供される。
 - ・購入させた後で「マルチ商法（※）」の仕組みを説明し、特定商取引に関する法律の規制を逃れようとする手口が情報商材の「後出し」マルチの特徴。
- ※商品を販売しながら会員を勧誘すると紹介料などが得られるとして、

消費者を販売員にして、会員を増やしながら商品を販売していく商法。

【こんなことに注意しましょう】

- ・簡単に儲かる「うまい話」はない。
- ・すぐに返せると言われても、安易に借金をしない。
- ・「契約しない」「帰りたい」とはっきり断り、その場を立ち去る。
- ・誰かを誘うと、自分が加害者になることを自覚する。

★こまったら、まず相談！！

消費者ホットライン「188（いやや！泣き寝入り！）」

※最寄りの消費生活センターを案内する全国共通3桁の電話番号です

《お問い合わせ》

群馬県消費生活センター 027-223-3001

<https://www.pref.gunma.jp/05/c0900056.html>

5 民間活動団体等 高崎市 自立援助ホーム「オーレの家」

自立援助ホームでは、何らかの理由で家庭にいられなくなり働かざるを得なくなった若者（15歳～20歳、状況によって22歳まで）が、施設スタッフの支援を受けながら生活の基盤をつくり自立退所を目指していきます。

オーレの家には「縁あって集う協同の家」という意味があり、日常の生活を豊かにする季節感のある行事を大切にしています。温かいご飯と温もりのある施設で、共に暮らす仲間と学び高め合える関係を大事にしています。

運営法人は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団で、高崎福祉事務事業所が担当しています。

【こんな若者を応援します】

- ・自立まで頑張りたい！と考えている方
- ・約束事を守る努力をする方
- ・自分自身で考える努力をする方

＜入居にあたっての条件＞

- ☆児童相談所で必要な手続きを行うこと
- ☆生活費の一部として月額3万円の負担をすること
- ☆就学、就労をしていること（大学生の場合は22歳まで入居可）
- ☆入居期間の目安は、約1年であること

【入居から自主退所までのながれ】

＜入居まで＞

- ①施設見学 ②体験宿泊可 ③本人との契約 ④入居開始

＜退所まで＞

①オーレの家での生活

- ・精神の安定、生活の規律、社会生活の自立を目指す期間
- ・求職活動、就労の定着を進める期間

②就労先の決定

- ・一人暮らしの準備を行う期間
- ・必要に応じて試験的な一人暮らしの練習も行う

そして、本人の意思による退所となります。

【問い合わせ先】

電話 027-395-0230

メール j-ore@roukyou.gr.jp



次号は、2024年1月中旬を予定しています。
本メルマガを、皆様の周りの方にも周知いただければ幸いです。
また、子ども・若者支援に関する情報等の提供もお待ちしています。

メルマガを新規で受信希望する方は、「所属・氏名・メールアドレス」を『kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp』までお送り下さい。

..... 群馬県子ども・若者支援協議会

- ▼ 事務局 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県生活子ども部
児童福祉・青少年課内（県庁舎 12階南フロア）
- ▼ TEL 027-226-2393
- ▼ FAX 027-226-2100
- ▼ e-mail kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp
- ▼ HP <http://smilelife.pref.gunma.jp>